

東大阪市特定建設工事共同企業体取扱要領

東大阪市建設工事共同企業体取扱要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事における特定建設工事共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、本市における大規模かつ技術的難易度の高い建設工事の発注について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は次の各号に定める規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による必要があると認められるものとする。

- 一 土木工事 発注予定金額が5億円以上のもの
- 二 建築工事 発注予定金額が5億円以上のもの
- 三 電気工事、管工事 発注予定金額が5億円以上のもの
- 四 舗装工事、造園工事、その他の工事 発注予定金額が5億円以上のもの

2 前各号に掲げる規模にかかわらず、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を結集する必要があると認められる工事については、共同企業体によることができるものとする。

(混合入札)

第4条 この要領により共同企業体により競争を行わせることができる工事について、当該対象工事毎に共同企業体の代表者に求める要件を満たし、当該工事を単体で確実かつ円滑に施工し得る者があるときは、その者と共同企業体とによる混合入札を行うものとする。

(構成員数)

第5条 構成員の数は2ないし3社とする。

(組合せ)

第6条 一つの対象工事に係る共同企業体の各構成員は、当該対象工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

(結成方法)

第7条 結成方法は自主結成とする。

(構成員の要件)

第8条 共同企業体の構成員は次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- 一 当該対象工事に対応する許可業種について、本市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- 二 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- 三 当該対象工事に対応する許可業種について、許可を有しての営業年数が少なくとも5年あること。
- 四 当該対象工事と同種の工事について、対象工事毎に定める元請施工実績があり、当該建設工事の品質を確保するために必要と認める実績があること。
- 五 当該対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- 六 前各号の他、経営事項評価点数など当該対象工事毎に定められる要件がある場合、これを満たすこと。

(出資比率)

第9条 構成員のうち最小出資者の出資比率は、次の各号に示す割合以上でなければならない。

- 一 構成員が2社の場合 30%
- 二 構成員が3社の場合 20%

2 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。

(協定書の提出)

第10条 共同企業体により入札参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体協定書の写しを提出しなければならない。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は次の各号のとおりとする。

- 一 当該対象工事について本市と請負契約を締結した共同企業体
当該対象工事の竣工後6箇月を経過するまで
- 二 その他の共同企業体
当該対象工事にかかる請負契約が締結されるまで

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項又は、この要領により難しい場合は必要の都度、建

設工事契約審査委員会の審議を経て定める。

附則

- 1 この要領は平成17年5月2日より適用する。
- 2 この要領の適用前の取扱いについては、東大阪市建設工事共同企業体取扱要領の定めによる。

附則

- 1 この要領は平成19年5月1日より適用する。
- 2 この要領の適用前の取扱いについては、東大阪市建設工事共同企業体取扱要領の定めによる。

附則

- 1 この要領は平成28年4月1日より適用する。
- 2 この要領の適用前の取扱いについては、東大阪市建設工事共同企業体取扱要領の定めによる。

附則

- 1 この要領は平成31年4月1日より適用する。
- 2 この要領の適用前の取扱いについては、東大阪市建設工事共同企業体取扱要領の定めによる。

附則

- 1 この要領は令和2年4月1日より適用する。